

転出・転入・転居時の手続き マイナンバーカード



マイナンバーカードは、転居・転入の届け出をする際に、券面事項更新(新住所の追記)や継続利用処理(転入時のみ)などが必要です。継続利用の処理を怠るとマイナンバーカードが失効する場合があります。

《申請時必要書類等》

- マイナンバーカード

※券面事項更新、継続利用の処理には、マイナンバーカードの暗証番号が必要です。

■マイナンバーカード失効条件

- 転入届の提出後、継続利用の処理をしないまま90日経過した場合
 - 転出予定日から30日経過しても転入届を提出していない場合
 - 転入した日から14日経過しても転入届を提出していない場合
 - 転入後、継続利用の処理をしないまま転出した場合
- ※失効した場合、再交付には発行手数料(1,000円)が必要です。

☎市民課 窓口係
☎お太助フォン 42-5616 42-2130

国民年金のあれこれ

退職時の国民年金手続き

退職後に、厚生年金保険が適用されている事業所に再就職する場合は引き続き厚生年金保険に加入することになりますが、それ以外の場合で60歳未満の方は、国民年金加入の手続きが必要です。

※退職者が扶養していた60歳未満の配偶者も同様に手続きが必要です。

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請承認を受けることで、保険料納付が免除される場合があります。納付が困難な場合は、必ず保険料免除などを申請してください。

詳しくは日本年金機構ホームページ



☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107

第1号被保険者	<p>【国民年金被保険者分類】 退職後に、厚生年金保険の適用事業所に再就職しない60歳未満の方</p> <p>【手続き方法】 退職日の翌日から14日以内に離職票など退職したことが分かるもの、年金手帳等の基礎年金番号が分かるものを用意し、年金事務所、または本庁・各支所で手続きをしてください。</p>
第3号被保険者	<p>【国民年金被保険者分類】 退職後に、「厚生年金保険に加入している被保険者」の扶養になる20歳以上60歳未満の配偶者</p> <p>【手続き方法】 配偶者の勤務している事業所を通じて手続きをしてください。</p>

健康づくりと介護予防 はつらつ健康教室

〈3月の開催日程〉

教室内容
健康づくりと介護予防のための筋力維持・強化運動

開催時間
午前の部 10:00~12:00
午後の部 13:30~15:30

対象
65歳以上で、医師から運動制限を受けていない方

申込 不要
参加費 無料

※水分補給のための飲み物を持ってきてください
※美土里会場に参加する方は屋内シューズを持ってきてください。

☎健康・こども未来課 健康推進係 ☎お太助フォン 42-5633

マルシンクリスタルアージュ大ホール	6日(金)午後
マルシンクリスタルアージュ小ホール	25日(水)午後
八千代文化施設フォルテ文化ホール	5日(木)午前
美土里B&G海洋センタートレーニングルーム	18日(水)午後
高宮田圃パラッツォ大交流室	19日(木)午後
甲田文化センターミュージズ多目的ホール	4日(水)午前 13日(金)午後
向原生涯学習センターみらい文化ホール	11日(水)午後

国民健康保険の変更があるときは必ず届け出てください

卒業・就職・退職などで健康保険の変更があるときは「加入」や「脱退」の届け出が必要です。期間内に届け出がなかった場合、保険税の二重支払いや市が負担している医療費の返還が必要になる場合もありますので、必ず期間内に手続きを行ってください。

※マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)の場合も、届け出は必要です。

※他の保険への変更手続き中に医療機関などを受診する際には、国民健康保険で受診できません。保険の切り替え手続き中であることを必ず伝えてください。

手続き期間 変更日から14日以内

届出窓口 保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係

届出時必要書類等 全ての場合に必要な書類
 ●本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 ●マイナンバーが確認できる書類
 ●別世帯の人が代理で手続きをする場合は、世帯主からの委任状

全ての
変更手続きの際に
共通です

安芸高田市の国民健康保険に加入する場合

社会保険などから国民健康保険に変更(扶養を外れたときも含む)

- 社会保険などから脱退したことが分かる証明書

他市町から安芸高田市に転入

- 転出証明書(持っている方のみ)

安芸高田市の国民健康保険から脱退する場合

国民健康保険から社会保険などに変更(扶養になったときも含む)

- 国民健康保険資格確認書(持っている方のみ)
※市に返還する必要があります。
- 社会保険などに加入したことが分かるもの
(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面を印刷またはスクリーンショットを携帯端末などに保存したものなど)

安芸高田市から他市町に転出

- 国民健康保険資格確認書(持っている方のみ)
※市に返還する必要があります。

マル学の場合

マル学に「新規該当」「更新」する場合

- 修学先の学校名と、修業年限か学年が確認できるもの(在学証明書や学生証など)

マル学を「終了」する場合

- 学生ではなくなったことが確認できるもの(卒業証明書や退学証明書など)
- 国民健康保険資格確認書(持っている方のみ) ※市に返還する必要があります。



マル学とは
通学のために、本市から転出して別の住所に住んでいる方が、転出前と同様に本市の国民健康保険に引き続き加入できる特例制度。

〈案内を送付します〉

この制度を利用している世帯へ、修学状況を確認するための書類を3月上旬に送付します。

☎保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619